

野辺地都市計画区域の 整備、開発及び保全の方針

(野辺地都市計画区域マスタープラン)

平成23年2月

青 森 県

目次

1. 都市計画の目標	1
(1) 基本的事項	1
① 都市計画区域の範囲及び規模	1
② 目標年次	1
(2) 都市づくりの基本理念	2
(3) 地域ごとの市街地像	3
① 市街地ゾーン	3
② 田園ゾーン	3
③ 樹林地ゾーン	3
④ その他拠点など	3
2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針	5
(1) 区域区分の決定の有無	5
3. 主要な都市計画の決定の方針	6
(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	6
① 主要用途の配置の方針	6
② 土地利用の方針	7
(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	8
① 交通施設の都市計画の決定の方針	8
② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針	9
③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針	9
(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	10
① 主要な市街地開発事業の決定の方針	10
(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	11
① 基本方針	11
② 主要な緑地の配置の方針	11

野辺地都市計画整備、開発及び保全の方針の決定

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように決定する。

1. 都市計画の目標

(1) 基本的事項

① 都市計画区域の範囲及び規模

本区域の範囲は、野辺地町の一部とし、その規模は次のとおりである。

区 分	市町村	範 囲	規 模
野辺地都市計画区域	野辺地町	行政区域の一部	約 1,570 ha

② 目標年次

おおむね20年後の都市の姿を展望した上で都市計画の基本方針を示す。

なお、都市施設、市街地開発事業については、優先的におおむね10年以内に整備するものを整備の目標として示す。

目標年次
平成42年

(2) 都市づくりの基本理念

本区域は、青森県北部下北半島と夏泊半島に挟まれたむつ湾に面して、西は八甲田連峰に連なる烏帽子山岳地帯、東は丘陵地帯となっており、平坦地が少ない。

また、本区域は交通の要衝として栄え、特に海運では東北有数の商港として発展してきた。

本区域では、長い歴史に育まれストックされた資源を再整備し、豊かな自然環境の保全と活用、生活・居住環境の向上、広域圏各都市との連携の強化を図り、『笑顔あふれるまちのへじ』を基本理念として、次のような都市づくりめざす。

● 快適で便利な都市づくり

- ・ 中心市街地の核となる商店街の活性化を図り、町民の活動を支え快適な暮らしを営める、人にやさしいコンパクトな市街地の整備を図る。
- ・ 鉄道や路線バス等の公共交通の維持や充実を図ることにより、快適で住み続けられる都市づくりを進める。
- ・ 県内でも雪の多い本区域内において、総合的な雪対策により冬期間でも快適で安全な暮らしを営める快適な都市づくりを進める。

● 文化と歴史を活かし、自然環境と調和した都市づくり

- ・ 本区域の生活文化と歴史を活かした賑わいのある都市づくりを進める。
- ・ 閉鎖性水域である陸奥湾の水質保全や市街地周辺の農地の保全など、周囲の自然環境と調和した都市づくりを進める。

● 産業の活性化と環境の保全が調和した都市づくり

- ・ これまで本区域の経済を支えてきた基幹産業（農漁業及び農産・水産物加工産業）の強化を図るため、漁港や道路、上下水等の基盤整備を進め、地産地消による地域内経済循環を高め、異業種交流による新たな製品づくりや起業化を促進するなど地域の産業活動を支える都市づくりを進める。

(3) 地域ごとの市街地像

本区域は、むつ湾を望む段丘状の台地に形成された市街地ゾーンとそれを取り巻く田園及び樹林地ゾーンから構成される。

今後とも現在の市街地を基本として効率的な市街地の維持・形成を図るとともに、周辺の田園及び樹林地ゾーンの保全を図っていく。

① 市街地ゾーン

本区域の市街地は、野辺地駅周辺及び野辺地地区の商業・業務地（都市拠点）、その周辺の住宅地及び旧フェリー埠頭付近、野辺地駅西側や大月平地区の工業地（産業拠点）などから構成される。

今後、これらの既存市街地においては無秩序な市街地の拡大を抑制し、道路、公園、下水道等の都市基盤施設の整備を進め、コンパクトで効率的な市街地の形成を図る。

② 田園ゾーン

国道4号、国道279号沿いの農地、集落地については、良好な農地環境の保全及び集落地の環境整備を進めていく。

③ 樹林地ゾーン

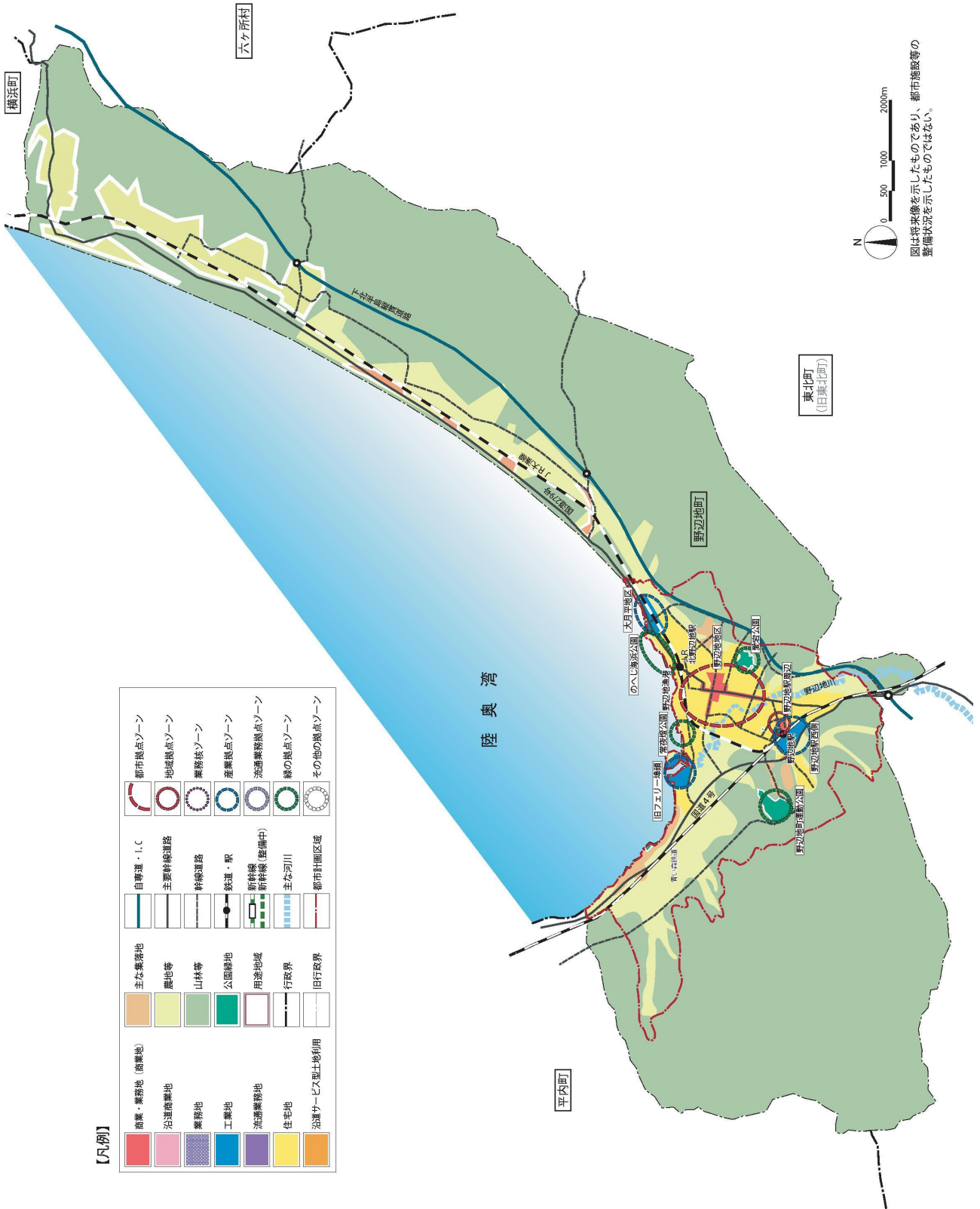
市街地及び田園ゾーンを取り囲む緑豊かな樹林地については、保全を基本としながらも、住民の憩い、自然的なレクリエーションの場などとして活用を図っていく。

④ その他拠点など

都市としての魅力や利便性を高めていくため、次のような拠点などを配置し、その機能の充実・強化を進めていく。

- ・野辺地町運動公園や愛宕公園、のへじ海浜公園、常夜燈公園は、本区域の観光・レクリエーションや保健休養の場所として整備・保全を図る。

図 目標とする市街地像（野辺地都市計画区域）



2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

(1) 区域区分の決定の有無

本都市計画に区域区分を定めない。

なお、区域区分を定めなかった根拠は以下のとおりである。

本区域は現在区域区分を定めていない。

近年の人口は横ばい傾向、工業出荷額は減少傾向にあり、今後も急激に人口及び産業が拡大する可能性は低いものと考えられる。また、周辺都市などからの強い市街化の圧力もないことから、今後、無秩序に市街化が進行する恐れは少ないと考えられる。

さらに、本区域の市街地の外周に広がる農地や山林等の自然環境については、おおむね農業振興地域の整備に関する法律(農振法)、森林法などによる土地利用規制がされており、市街化圧力を適切に制御している状況にある。

このことから、計画的な市街地整備や環境保全が図れるものと考えられ、本区域には区域区分を定めないものとする。

3. 主要な都市計画の決定の方針

(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要用途の配置の方針

a 商業・業務地

野辺地地区と野辺地駅前周辺は町の顔として、今後とも商業・業務地と位置づけ、住民の日常生活に便利な商業・業務機能の集積を図る。

b 工業地

国道4号と野辺地駅に挟まれた地区に工場や流通等の各種施設の集積を図る。

旧フェリー埠頭周辺と大月平地区を本区域の基幹産業である「漁業」の加工施設立地地区として基盤整備を進め、振興を図る。

c 住宅地

商業・業務地区の周辺部、野辺地駅、北野辺地駅周辺及び国道279号沿道に広がる市街地を既存の住宅地として配置する。これら地域では、居住環境の向上を図るため、生活基盤整備の充実を図る。住宅地内の未利用地については、地区計画等により計画的な土地利用を図る。

② 土地利用の方針

a 土地の高度利用に関する方針

役場周辺から野辺地駅付近までの商業・業務地は、魅力ある商業環境の創出を目指して商業基盤整備を行い土地の高度利用を図る。

b 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

野辺地地区の既存商店・業務地では住宅や未利用地が混在しているため、商業・業務機能の集積を高め利用者の利便性が向上するよう再開発事業等面的整備を行い、商業・業務地として用途の純化を図る。

c 居住環境の改善又は維持に関する方針

野辺地地区周辺の既存住宅地では、下水道や都市計画道路、都市公園などの都市基盤整備の推進により、居住環境の向上を図る。

d 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

市街地を縦断する野辺地川は、町民の日常生活を豊かにする緑地空間として保全・整備を図る。

また、既存市街地では、住民の身近な緑地となる住区基幹公園の適正な整備を進める。

e 優良な農地との健全な調和に関する方針

槻ノ木、十文字などの優良な農地は、農産物の生産の場であるとともに都市の貴重な景観要素でもあることから、今後も保全を図る。

f 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

既存市街地を取り囲む森林、農地は、水害を予防する防災機能も有しているため、今後も保全していく。また、水害や土砂災害が予想される区域は市街化を抑制する。

g 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

山林、河川、むつ湾の海岸線は、本区域を代表する自然環境であることから都市の快適性を提供する自然として保全する。

h 計画的な都市的土地利用の実現に関する方針

国道4号沿道は、土地利用を秩序あるものとするため、地区計画等の導入により計画的な市街地の形成を図る。

(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

① 交通施設の都市計画の決定の方針

a 基本方針

ア) 交通体系の整備の方針

本区域は、青森市と八戸市及び下北半島を結ぶ交通の結節点にあり、国道4号及び青い森鉄道で青森市、八戸市と結ばれ、分岐する国道279号及びJR大湊線で下北方面と結ばれている。

今後、広域アクセス性の向上を図るため、下北半島と結ぶ下北半島縦貫道路の整備を進める。

また、区域内の交通の円滑な処理を図るために、都市計画道路の整備を図る。

イ) 整備水準の目標

都市計画道路等の整備により、市街地内の交通円滑化を図ることを目標とする。

b 主要な施設の配置の方針

ア) 道路

市街地内の通過交通を排除し、交通の円滑な処理を図るため、3・5・7大月平一ノ渡線により、下北半島縦貫道路に沿った大月平周辺から中屋敷周辺を結び、3・3・1一ノ渡中渡線とともに市街地を取り囲む道路網を形成する。

また、JR野辺地駅と下北半島縦貫道路や国道を結ぶため、駅前広場から放射状に都市計画道路を配置する。

市街地の発生交通を効率よく広域幹線道路に運ぶため、市街地中央を縦横断的に都市計画道路を配置する。

イ) その他

【鉄道】

交通結節機能を強化する交流拠点として野辺地駅を位置づけ、地域の顔として駅前広場を再整備し、バスターミナルやタクシール等々の確保など機能強化を図る。

② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

a 基本方針

ア) 下水道の整備の方針

【下水道】

本区域の公共下水道は、野辺地町公共下水道基本計画に基づき野辺地町公共下水道事業により都市計画区域内を対象として整備を進めているが、今後とも、公衆衛生の向上と公共用水域の水質の保全を図るため、市街化の動向や道路などの都市基盤整備と十分に整合を図りながら効率的な施設整備を行う。

イ) 整備水準の目標

【下水道】

汚水に係る整備は、市街地の全域を対象に計画的に進める。

b 主要な施設の配置の方針

ア) 下水道

本区域の汚水に係る整備については、野辺地町公共下水道基本計画に基づき野辺地町公共下水道事業により都市計画区域内を対象とし、生活環境の向上を図るために整備を進めていく。

また下水道事業が計画されていない地区においては、合併処理浄化槽の設置を進める。

c 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に整備することを予定する主要な施設は、次のとおりとする。

種 別	施 設 名 等
公共下水道	野辺地町公共下水道

③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針

a 基本方針

本区域では進展する高齢化社会に対応するため、高齢者向け医療施設の充実・強化を図る。また、流・融雪溝の整備により住民の冬期間の生活環境の向上を図る。

(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要な市街地開発事業の決定の方針

本区域の袋町地区など既存市街地内では、土地区画整理事業等による基盤整備により質の高い住宅地の形成を目指す。

(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

① 基本方針

a 自然的環境の整備又は保全の方針

本区域は、山林と海に囲まれ「心和む里山」と「美しい海岸線」が住民の生活に潤いを与えている。この2つの大きな環境を保全するために、市街地内や周辺部の農地、河川を含めた一体的な保全を図る。

また、野辺地地区に住民が憩える、身近な公園等をバランスに配慮しながら整備を進める。

② 主要な緑地の配置の方針

a 環境保全系統

森林や河川、海岸線は本区域の自然環境や景観の根幹となる要素として保全する。

b レクリエーション系統

住民のスポーツ、レクリエーション需要に応えるレクリエーションの拠点として、総合運動公園、野辺地海浜公園を配置する。

住民の憩いの場所として、野辺地地区の市街地に都市公園を適切に配置し、整備を図る。特に愛宕公園は自然環境に恵まれており、維持・保全を図る。

c 防災系統

都市計画道路の整備にともない、並木や街路樹の整備を図る。

また、避難場所として機能するよう「都市公園」を市街地内に適度に配置する。地すべりや急傾斜地の崩壊等、自然災害を防止するため斜面緑地を保全する。

市街地周辺に広がる農地は、生産の場であるとともに、降雨時には高い治水機能を有するものであり、今後とも積極的に保全を図る。

d 景観構成系統

十符ヶ浦の海浜公園は、海辺のまち野辺地を印象づける景観として保全を図る。

また、明治26年に日本初の鉄道路線を守るために植林された「野辺地防雪林（鉄道記念物）」は、歴史的な意義のある緑地として保全を図る。

